

規制の事前評価書

法令案の名称：環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称：環境影響評価法の対象事業に係る太陽電池発電事業の規模要件の拡充
規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止
担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課
評価実施時期：令和8年6月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象となる事業のうち、太陽電池発電事業に係る第一種事業の規模要件である4万キロワット以上、第二種事業の規模要件である3万キロワット以上4万キロワット未満をそれぞれ引き下げる措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- 環境影響評価法の一部を改正する法律（令和7年法律第73号）に対する附帯決議において、「小規模な風力発電及び太陽光発電についても適正な環境配慮が確保される施策を早期に検討し、所要の措置を講ずること。」とされ、「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」（令和7年12月23日大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定）において、「環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。」とされている。
- 近年、太陽電池発電事業の実施に伴い、現行の第一種事業又は第二種事業の規模要件未満の事業のうち2万キロワット以上の範囲のもので著しい環境影響が生じている事例が確認されている。太陽電池発電事業は、土砂流出や濁水の発生、動植物の生息・生育環境の悪化、景観への影響、反射光の影響などが生じやすい傾向にあることから、この特徴を踏まえれば、2万キロワット以上の太陽電池発電事業については「規模が大きく環境影響の程度が著しいもの」として、法の対象とすべき事業であると考えられる。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- 環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「令」という。）を改正し、法に基づく環境影響評価手続の対象となる太陽電池発電事業の規模要件について、第一種事業においては出力を4万キロワット以上から2万キロワット以上に、第二種事業においては出力を3万キロワット以上4万キロワット未満から1万5000キロワット以上2万キロワット未満に、それぞれ変更する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他非規制手段の検討状況＞

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果： ）

(検討しなかった理由)

- 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- 規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため
- 既存規制の拡充を検討しており、非規制手段を検討する余地がないため
- 既に非規制手段を導入しており、その他の非規制手段案もないため
- 既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため
- その他

(「その他」の具体的理由：)

<その他の規制手段の検討状況>

- 検討した
- 検討しなかった

(検討した内容・結果：)

(検討しなかった理由)

- 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- 規制を共管する他の府省で、別途、比較検証を行っているため
- 既存規制の拡充を検討しており、既存規制と本規制案との間に他の規制手段案がないため
- 既存規制の緩和・廃止に伴って付随的に発生する規制であり、全体的には遵守費用が軽減するため
- その他

(「その他」の具体的理由：)

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本改正により、1万5000キロワット以上の太陽電池発電事業について法に基づく環境影響評価手続を課すことで、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することができる。なお、令和7年度に電気事業法に基づき工事計画の届出がなされた太陽電池発電事業の件数のうち、出力規模が1万5000キロワット以上3万キロワット未満の事業は7件確認されている。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

(事業者による環境影響評価手続に係る負担)

- ・ 事業によって必要となる環境影響評価が大きく異なるため、大規模な太陽電池発電所の建設等を予定している事業者における費用の負担の定量的な分析は困難であるが、全体の手続に要する期間については、本規制開始後の平成24年度から令和7年度までに評価書手続までが終了している太陽電池事業9件においては、平均して1038日であった。なお、令和7年度に電気事業法に基づき工事計画の届出がなされた1万5000キロワット以上3万キロワット未満の太陽電池発電事業の件数は7件であった。

<行政費用>

(環境省の審査に係る負担)

・環境省の審査に係る負担について、1万5000キロワット以上3万キロワット未満である太陽電池発電所において新たに審査を要するものと仮定すると、下記のとおり。

7件※3×220時間※4×2,674※5円 = 418万円

※3 令和7年度に電気事業法に基づき工事計画の届出がなされた1万5000キロワット～3万キロワットの太陽電池発電事業の件数

※4 1審査につき、約220時間を要するものと仮定

※5 時給=(令和7年国家公務員給与等実態調査 行政職俸給表(一)の平均給与月額) 414,480円÷(7.75時間×5日×4週)=2,674円。

<その他の負担>

(自治体における検討に要する負担)

・自治体における検討の負担について、太陽電池発電所が条例の対象となっており、条例における規模要件の下限値が1万5000キロワット以上(相当含む)である25道府県において検討を要するものと仮定すると、下記のとおり。

25道府県×360時間※1×2,864円※2=2,578万円

※1 1自治体につき、360時間の対応を求められるものと仮定。

※2 時給=(令和8年度 地方交付税関係参考資料の2職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価) 5,957,770円÷(8時間×5日×52週)=2,864円。

なお、法の対象となる事業の規模要件が引き下がることで、これまで条例に基づく環境影響評価を行っていた規模の事業が法に基づく環境影響評価の対象に変わることに伴う自治体の事務負担の減少も想定されるため、今回の規模要件の見直しに伴い、自治体の事務負担が増加するとは一概には言い切れない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・関係団体から「規模要件の引下げにより対象案件が拡大し手続が長期化する場合、発電事業者と需要家の再エネ意欲の低下、導入停滞につながる懸念がある。出力規模のみの一律整理ではなく、立地と実際の環境影響に応じたメリハリある制度設計と再エネ導入の持続性・予見性の確保の両立が重要。」との意見あり。

<関連する会合の名称、開催日>

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ・太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会(第1回) | 令和8年1月26日(月)開催 |
| ・太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会(第2回) | 令和8年2月20日(金)開催 |
| ・太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会(第3回) | 令和8年3月23日(月)開催 |
| ・太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会(第4回) | 令和8年4月24日(金)開催 |
| ・太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会(第5回) | 令和8年6月1日(月)開催 |

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・以下のページに掲載。

[環境省 環境影響評価情報支援ネットワーク](#)

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は、下位の法令等で検討されることになるため
- 遵守費用が増加せず、規制対象者以外の利害関係者もないため
- 参加者の抽出又は参集が困難なことから、別途、アンケート調査を行っているため
- 規制を共管する他の府省で、別途、意見聴取を行っているため
- その他

(「その他」の具体的理由：)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ この政令の施行後5年を経過した場合に事後評価を実施することとする。

＜上記以外の法令案＞

- ・